

千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

令和四年三月二十五日

条例第一号

千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、知事が教育（法第四条第二項に規定する教育をいう。以下同じ。）に関する事務を管理し、及び執行することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第二条 次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

一 次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（法第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む。）。

イ 千葉県立美術館

ロ 千葉県立中央博物館

ハ 千葉県立現代産業科学館

ニ 千葉県立関宿城博物館

ホ 千葉県立房総のむら

二 スポーツに関すること（法第十八条第三項に規定する学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(千葉県スポーツ推進審議会条例の廃止)

2 千葉県スポーツ推進審議会条例（平成二十三年千葉県条例第四十四号）は、廃止する。

(教育機関設置条例の一部改正)

3 教育機関設置条例（昭和三十二年千葉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第五項中「千葉県教育委員会」を「知事」に改める。

第二十六条の見出し中「教育委員会への」を削り、同条中「関し」の下に「、総合スポーツセンター、国際総合水泳場及び博物館について必要な事項は知事が、さわやかちば県民プラザ、図書館、総合教育センター、子どもと親のサポートセンター及び青少年自然の家について」を加える。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

4 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四号中「文化」を「スポーツ及び文化」に改める。

第三十六条中「災害対策基本法」を「博物館法（昭和三十二年法律第二百八十五号）第二十条第一項及び第二十二條の規定により設置される博物館協議会の設置、組織及び運営、災害対策基本法」に、「千葉県防災会議条例」を「教育機関設置条例（昭和三十二年千葉県条例第四号）、千葉県防災会議条例」に改める。

別表第二千葉県青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

千葉県スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十五条前段の規定による意見を具申すること。
--------------	----------------------------------------------------------------------------

別表第三千葉県青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

千葉県スポーツ推進審議会	会長 副会長 委員	学識経験を有する者	十人以内	二年
--------------	-----------------	-----------	------	----

(千葉県総合スポーツセンター射撃場の管理等に関する条例の一部改正)

- 5 千葉県総合スポーツセンター射撃場の管理等に関する条例（平成十七年千葉県条例第七十号）の一部を次のように改正する。
- 第二条中「千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。
 - 第三条中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第四号」に改める。
 - 第四条第二項中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
 - 第十条の見出し並びに同条第一項及び第七項中「教育委員会」を「知事」に改める。
 - 第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- （千葉県総合スポーツセンター東総運動場の管理等に関する条例の一部改正）
- 6 千葉県総合スポーツセンター東総運動場の管理等に関する条例（平成十七年千葉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。
- 第二条中「千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。
 - 第三条中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第四号」に改める。
 - 第四条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
 - 第十条の見出し並びに同条第一項及び第八項中「教育委員会」を「知事」に改める。
 - 第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- （千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例の一部改正）
- 7 千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例（平成十七年千葉県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
- 第二条中「千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。
 - 第三条中「第十八条の四第一項」を「第十八条の四」に改める。
 - 第四条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
 - 第十条の見出し並びに同条第一項及び第八項中「教育委員会」を「知事」に改める。
 - 第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- （千葉県立房総のむらの管理等に関する条例の一部改正）
- 8 千葉県立房総のむらの管理等に関する条例（平成十七年千葉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。
- 第二条中「千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。
 - 第三条中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。
 - 第四条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
 - 第十条の見出し並びに同条第一項及び第八項中「教育委員会」を「知事」に改める。
 - 第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- （千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部改正）
- 9 千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例（平成二十年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
- 第二条中「千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。
 - 第四条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
 - 第十条の見出し並びに同条第一項及び第八項中「教育委員会」を「知事」に改める。
 - 第十一条中「千葉県教育委員会規則」を「規則」に改める。
- （経過措置）
- 10 この条例の施行の際第二条各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は千葉県教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により千葉県教育委員会が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により千葉県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該法令等の規定に相当する法令、条例又は規則の規定により知事がした処分その他の行為又は当該規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。